

地域保健福祉計画、高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画を含む)、障害者計画・障害福祉計画の素案をまとめました

港区は、現在、保健福祉施策を総合的・計画的に推進するため、平成21年度から6年間の新たな地域保健福祉計画の検討を進めています。また、同時に、高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画を含む)および障害者計画・障害福祉計画についても検討しています。

このたび、各計画の素案をまとめましたのでお知らせします。区民の皆さんのご意見をお寄せください。

(提出先等については4ページをご覧ください。)

○この計画は

港区地域保健福祉計画は、港区基本構想がめざす将来像「やすらぎある世界都心・MINATO」の実現に向け、「はぐくむまち」の着実な推進のため、区政の最上位計画である港区基本計画のもと、保健福祉施策を総合的にとらえ、区が取り組むべき課題や施策の概要を体系的に明らかにしています。また、この計画は社会福祉法に定める市町村地域福祉計画に位置づけられます。

港区地域保健福祉計画の施策体系の中で「高齢者施策の推進」と「障害者施策の推進」に関する内容は、個別の法定計画である港区高齢者保健福祉計画(第4期港区介護保険事業計画を含む)、港区障害者計画・第2期港区障害福祉計画と、それぞれ整合を図りました。

個別計画では、それぞれの根拠法令に定められた事項などについてより詳細に記載しました。

また、各計画の素案は、平成19年度に実施した港区保健福祉基礎調査の結果や、学識経験者や公募区民の皆さんなどで構成する港区地域保健福祉推進協議会での検討内容などを踏まえてまとめました。

○計画の期間

いずれの計画も、現行の計画期間が平成20年度で終了するため、平成21年度から26年度までを計画期間として新たに策定します(ただし、第4期港区介護保険事業計画および第2期港区障害福祉計画は平成21年度から23年度までを期間とします。)



計画の期間

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基本計画 平成21年度～26年度					
地域保健福祉計画 平成21年度～26年度					
高齢者保健福祉計画 平成21年度～26年度 (第4期介護保険事業計画 平成21年度～23年度) (第5期介護保険事業計画)					
障害者計画 平成21年度～26年度 (第2期障害福祉計画 平成21年度～23年度) (第3期障害福祉計画)					

港区高齢者保健福祉計画(第4期港区介護保険事業計画を含む)(素案)の概要

計画の目的	高齢者の保健福祉を総合的に展開していくため、老人福祉計画、介護保険事業計画を含めた高齢者の保健福祉全般にわたる計画として、高齢者保健福祉計画を策定します。
計画の位置づけ	基本構想、基本計画、地域保健福祉計画の下位計画として、老人福祉法に定める市町村老人福祉計画、介護保険法に定める介護保険事業計画を一体とした計画です。同時に策定する地域保健福祉計画と整合、連携を図り策定します。
計画の期間	平成21年度から26年度までの6年間とし、3年目に見直しを行います。 第4期介護保険事業計画の計画期間は平成21年度から23年度までとして策定し、第5期介護保険事業計画は平成23年度に改めて策定します。

1 いきがいの推進と社会参加の促進

- 高齢者が「地域の担い手」として積極的に社会参加し、地域で活躍することで、元気でいきいきと生活していくことができるよう、いきがいの推進し、社会参加を促進します。
 - (1) 活動の場の整備・充実
 - (2) 社会参加の促進
 - (3) 高齢者の就業支援

2 介護予防の推進

- 介護予防の普及啓発や地域の主体的な取組みへの支援、地域活動の拠点の整備など、区内全域で地域の特性を生かした介護予防を総合的に推進します。
 - (1) 介護予防の周知と介護予防事業の充実
 - (2) 地域の自主活動支援と連携強化
 - (3) 介護予防の総合的な推進

3 地域で支え合う体制整備

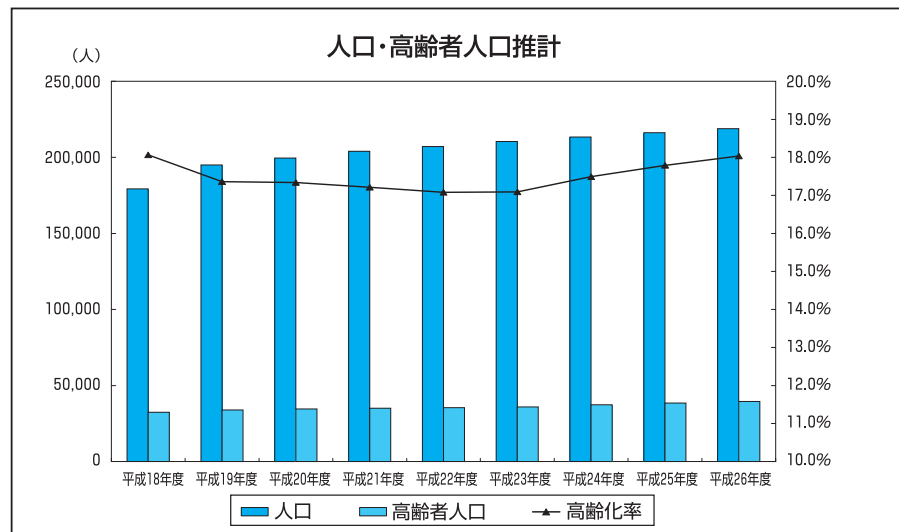
- 地域社会の中で孤立化している高齢者や認知症高齢者、生活支援を必要とする高齢者などが、住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域で支え合うための体制の整備を推進します。
 - (1) 保健・福祉・医療の連携
 - (2) 多様な活動主体との協働
 - (3) 安全安心を支え合う地域づくりの推進
 - (4) ひとり暮らし等高齢者に対する在宅支援事業の充実
 - (5) 成年後見制度の利用促進
 - (6) 災害時の安全確保
 - (7) 認知症ケアの推進
 - (8) 介護にあたる家族への支援

4 安心して住み続けられる住まいの確保・支援

- 介護保険施設の計画的整備を進めるとともに、認知症高齢者グループホームや有料老人ホーム、ケアハウス、グループリビングなど、多様な住まいの確保・支援に努めます。
 - (1) 介護保険施設の整備・運営支援
 - (2) 居住系サービス施設の整備
 - (3) 高齢者の住まいの確保・支援

5 介護サービス・高齢者福祉サービスの充実

- 必要な基盤整備や事業者への支援を通じて、介護サービスの安定的かつ適正な提供に努めます。また、介護サービスだけでなく、多様で柔軟な独自性のある高齢者福祉サービスの充実を促進します。
 - (1) 介護サービスの充実
 - (2) 高齢者福祉サービスの充実
 - (3) 介護人材の確保・支援
 - (4) 介護サービスの質の向上



第4期港区介護保険事業計画

(6) 介護給付費の見込み 【給付費の主な上昇要因】

- 施設整備等に伴う保険給付費の増加
平成21年度末に(仮称)南麻布四丁目高齢者保健福祉施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設等)が開設
- 介護報酬改定が見込まれている(平成21年1月ころ確定予定)
- 高齢者数の増加に伴う自然増

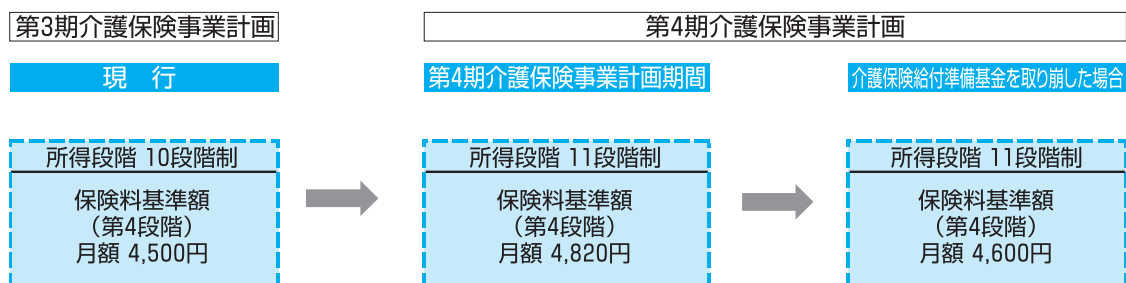
(7) 介護保険料の設定 【所得の低い人に配慮した介護保険料の設定】

介護保険料の段階設定は、現行の保険料段階をさらに細分化するとともに、区独自の保険料軽減制度を継続するなど、所得の低い人に配慮した介護保険料を設定します。

(8) 介護保険事業の適切な運営 【介護給付適正化プログラム(港区版)の推進】

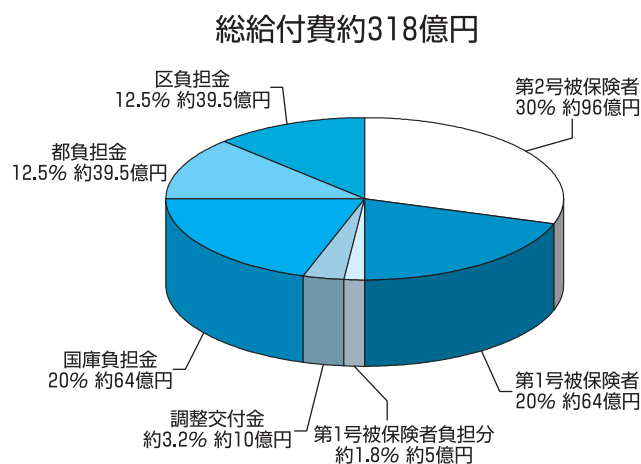
適切かつ適正なサービス提供が行えるよう、ケアプランを評価する事業等について、介護給付適正化プログラムとして事業を体系化し、実施します。

【保険料基準額】



※介護保険給付準備基金は、介護保険財政上の仕組みで、事業計画期間中の給付実績が計画値より少なかったときにその差額を一旦積み立てておき不足したときに取り崩して充当するという調整のためのものです。

第4期介護保険事業計画の財源構成



港区障害者計画・第2期港区障害福祉計画(素案)の概要

計画の目的	障害者の福祉施策を総合的に展開していくため、障害者福祉施策全般の基本的方向性や目標、施策推進の具体的な目標を掲げた計画として、障害者計画・第2期障害福祉計画を策定します。
計画の位置づけ	基本構想、基本計画、地域保健福祉計画の下位計画として、障害者基本法に定める障害者計画、障害者自立支援法に定める障害福祉計画を一体とした計画です。同時に策定する地域保健福祉計画と整合、連携を図り策定します。
計画の期間	障害者計画は、平成21年度から26年度までの6年間の計画とし、3年目に見直しを行います。 第2期障害福祉計画は、平成21年度から23年度までとして策定し、3年目の平成23年度に第3期計画を策定します。

1 地域における自立生活を支える仕組みづくり

- 障害の種別や障害の重さにかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。そのために、ケアマネジメント体制の整備や、地域生活への移行支援、日中活動の場の確保、グループホーム・ケアホームの設置支援など、障害者が自ら望む生活のあり方を選択できる仕組みをつくりまします。
- (1) 総合的なサービス提供体制の整備
- (2) サービス提供事業者によるネットワークの構築
- (3) サービス提供事業者の質の向上に向けた支援
- (4) 権利擁護の取組み
- (5) 入所・入院等からの地域生活への移行促進
- (6) 新たな事業体系への移行促進
- (7) 日常生活を支えるサポート体制の整備
- (8) 精神障害者の社会復帰への支援

2 障害者の社会で生きる力を高める支援

- 障害者が可能な限り地域で生活し続けられるよう、個別ニーズに対応した相談・生活支援体制の充実、療育支援や生活技術の習得、社会参加の機会の提供など、自立に向けた支援を行います。
- (1) 障害児の個別ニーズに対応した療育の推進
- (2) 地域社会での自立に向けた支援

3 障害者が当たり前前に就労できる仕組みづくり

- 障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るため、働く機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、関係機関との連携により支援を行い、障害者が当たり前前に就労できる仕組みをつくりまします。
- (1) 一般就労への移行促進
- (2) 福祉施設等での就労支援の充実・強化

4 バリアフリー社会の実現

- 障害者の自立生活を推進するため、コミュニケーションや移動の円滑化を図る施策を推進しバリアフリー化を進め、たとえ障害があっても、適切な支援を受け街なかで暮らし、一般の職場で働き、地域の中で交流を図り、支え合いながら暮らすバリアフリー社会の実現を目指します。
- (1) ユニバーサルデザインの普及による福祉のまちづくり推進
- (2) 心のバリアフリーの推進

5 サービスを担う人材の養成・確保

- 障害者やその家族が多様な事業者の中から、より質の高いサービスを選択できるようにするために、多様な事業者の参入を促すとともに、事業者やボランティア団体のサービスの質の向上に資する人材の養成・確保に取り組みまします。
- (1) サービスを担う人材の養成・確保

障害者自立支援法による障害福祉サービスの見込み量
サービスの見込量については、平成19年度実績をもとに第1期障害福祉計画の平成23年度見込量を見直し、新たなサービス利用者見込数を勘案して、第2期障害福祉計画の平成23年度見込量を設定しました。

サービス名	単位	平成19年度実績	2期障害福祉計画 平成23年度見込量
訪問系サービス (ホームヘルプ等)	利用時間/月	8,253時間	13,600時間
	利用者数/月	243人	295人
短期入所	利用人数/月	144人	150人
	利用者数/月	16人	25人
自立訓練 (機能訓練)	利用人数/月	180人	240人
	利用者数/月	45人	60人
就労移行支援	利用人数/月	240人	680人
	利用者数/月	12人	34人
共同生活介護 (ケアホーム)	利用人数/月	90人	600人
	利用者数/月	3人	20人
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数/月	690人	1,350人
	利用者数/月	23人	45人

人日 = 1人当たりの利用日数 × 利用人数

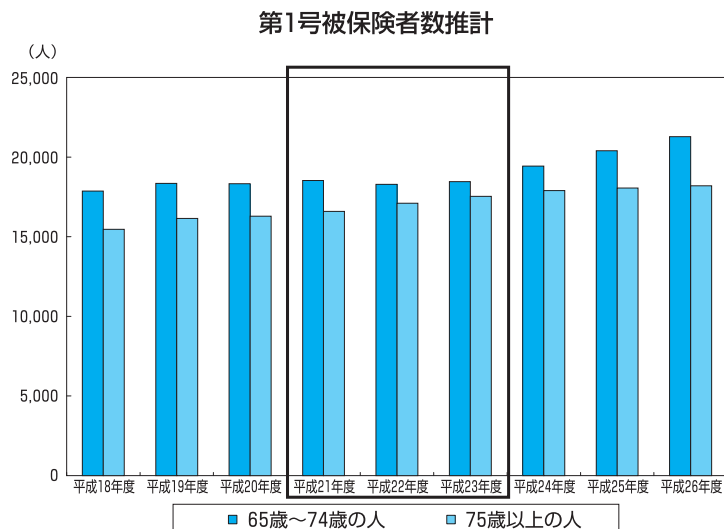
6 介護保険制度の円滑な運営

(1) 日常生活圏域の設定

総合支所の管轄区域を日常生活圏域としています。

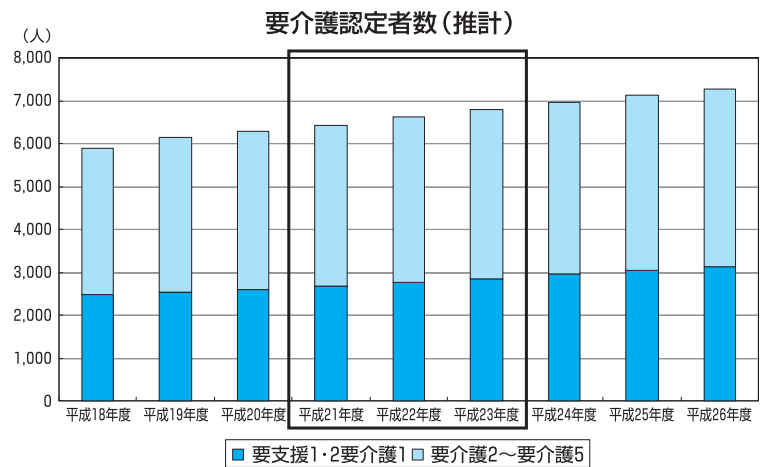
(2) 被保険者数の推計

第4期介護保険事業計画期間(平成21年度～23年度)における第1号被保険者については、75歳以上の比率が増加し、平成24年度からは団塊の世代が65歳を迎えることもあり、64歳～74歳の比率が上昇する見込みです。



(3) 要介護認定者数の推計

高齢者人口から推計した計画期間(平成21年度～23年度)の要支援・要介護認定者数は、平成20年度の6,288人から平成23年度の6,783人へと495人の増加が見込まれます。



(4) 介護予防事業の推進

地域の特性を生かした介護予防の取組みを総合的に推進していきます。

(5) 介護基盤整備の推進

介護保険施設等の整備・促進を進めるとともに、介護人材の確保・支援を行います。

港区地域保健福祉計画(素案)の概要

港区地域保健福祉計画が目指す将来像

区民が、生涯を通じて、ともに健やかに、安心して、いきいきと自立して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します

将来像の実現に向けた 5つの目標

●子育て・子育て支援施策の推進

(1)安心して子育てができ、子どもたちを健やかに育む地域社会を実現します

安心して子どもを産み、楽しく育児ができるように、子育て家庭の支援を充実するとともに、子育て支援のネットワークを構築し、子どもの視点を大切に環境づくりを目指します。

主な事業

- ・ 保育施設の充実
- ・ 子育てひろばの拡大
- ・ 子ども中高生プラザの設置
- ・ 母子・父子ネットワークづくりの促進 など

●高齢者施策の推進

(2)高齢者が元気でいきいきと生活し、支え合いながら暮らせる地域社会を実現します

高齢者が自分らしく元気でいきいきと生活することができ、住み慣れた地域で支え合い、ひとり暮らしや介護が必要な状況にある人も安心して生活できる社会を目指します。

主な事業

- ・ 介護予防総合センターの設置
- ・ 通院支援サービスの実施
- ・ 介護人材育成支援事業の実施
- ・ 認知症ケアの普及啓発 など

●障害者施策の推進

(3)障害者が自立し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現します

障害者が、障害の種別や障害の重さにかかわらず地域で安心して暮らすことができ、それぞれの能力に応じて働くことができる社会を目指します。

主な事業

- ・ 総合的な相談支援窓口の充実
- ・ 医療的ケアが必要な障害児・者の日中活動の場の整備
- ・ 精神障害者の社会参加の拡大及び就労支援の強化
- ・ みなと障害者ネットの充実等情報バリアフリーの推進 など

●健康づくり・保健施策の推進

(4)区民の健康の保持増進と生活衛生の向上を目指し、安心して暮らせる地域社会を実現します

区民が生涯を通じて、いきいきと暮らすため、主体的に健康づくりに取り組む環境を整備するとともに、安心できる保健・医療体制と安全で快適な生活環境を目指します。

主な事業

- ・ 健康診査及び保健指導の推進
- ・ 周産期医療・小児医療の充実
- ・ 在宅緩和ケア支援の推進
- ・ 新型インフルエンザ対策の推進 など

●生活福祉施策の推進

(5)低所得者が自立して生活できる地域社会を実現します

生活保護制度や各種支援制度を適正に実施し、低所得者が安心して暮らせるよう支援するとともに、地域で自立した生活ができる社会を目指します。

主な事業

- ・ 生活保護法の適正な運営
- ・ 路上生活者自立支援センターの設置
- ・ 相談体制・機能の充実
- ・ 不安定雇用低所得者等への支援 など

●地域福祉推進のために

区は、地域特性を考慮しながら、総合的に地域福祉の推進に取り組み、区民一人ひとりの生活課題の解決のために、地域福祉の担い手となる団体や区民、NPO等と連携・協働し、地域の支え合いを推進します。

ご意見を募集します

意見提出方法および素案閲覧方法

平成21年1月5日(月・必着)までに、直接または郵送・ファックスでお寄せください。区のホームページに設置した「施策・計画に対するご意見」からも受け付けます。

各計画(素案)の詳細は、区のホームページ、保健福祉課・高齢者支援課・介護保険担当・障害者福祉課・子ども課(以上区役所2階)、区政資料室(区役所3階)、各総合支所地区政策課、福祉会館、健康福祉館、障害保健福祉センター、生活衛生センター、保健サービスセンター、区立図書館で閲覧できます。

また、ご希望の人には郵送しますのでお問い合わせください。

問い合わせ・送付先

- 地域保健福祉計画について
〒105-8511 港区役所保健福祉課地域保健福祉担当
☎内線2377 FAX3578-2439
- 高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画を含む)について
〒105-8511 港区役所高齢者支援課高齢者施策推進担当
☎内線2412 FAX3578-2419
- 障害者計画・障害福祉計画について
〒105-8511 港区役所障害者福祉課障害者施策調整担当
☎内線2694 FAX3578-2678

区民説明会を開催します

各計画の素案を知っていただくとともに、ご意見をお聴きする区民説明会を開催します。

地区	とき	ところ
芝	12月13日(土)午後5時~7時	港区役所 9階会議室
	12月14日(日)午前10時~正午	
麻布	12月15日(月)午後2時~4時	生活衛生センター 2階講堂
	12月15日(月)午後6時30分~8時30分	
赤坂	12月14日(日)午後6時30分~8時30分	赤坂区民センター 赤坂地区総合支所 1階会議室
	12月16日(火)午後2時~4時	
高輪	12月17日(水)午後2時~4時	高輪区民センター 白金台福祉会館
	12月17日(水)午後6時30分~8時30分	
芝浦港南	12月12日(金)午後2時~4時	芝浦港南 区民センター
	12月14日(日)午後2時~4時	
台場	12月12日(金)午後6時30分~8時30分	台場区民センター

当日直接会場にお越しください。
車での来場はご遠慮ください。
説明会で保育・介護人・手話通訳を希望する人は、早めにお問い合わせ先までお申し込みください。